

○川口市自転車等の撤去事務取扱要領

(令和 6 年12月19日部長決裁)

(趣旨)

第 1 条 川口市自転車等の放置防止条例（以下「条例」という）第 9 条に基づく放置された自転車等の撤去の事務に関する取扱いについては、川口市自転車等の放置防止条例施行規則に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(撤去の対象の例外)

第 2 条 当該自転車等の利用者が撤去費用を納付する前に明らかになった次の各号に掲げる場合は、条例第 9 条の撤去の対象とならない。

- (1) 盗難にあった自転車等が撤去されたことについて、盗難前に駐輪した場所が自転車等放置禁止区域の外及び自転車等放置禁止区域内であっても撤去対象の要件を満たさない状況にて盗難にあったとき。
- (2) 前号の他、市長が特に必要と認めるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。